

寺尾ファミリー少年野球部 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体を、「寺尾ファミリー少年野球部」(以下「本団体」と称する

(所在地)

第2条 本団体の所在地を、神奈川県横浜市東寺尾 1-9-16 に置く

(目的)

第3条 地域に少年野球を普及し、野球を通じて少年少女の心身の健全な育成を図ることを目的とする

(活動内容)

第4条 本団体は第3条の目的を達成するために次の活動を行う

- ①野球の練習、大会への参加
- ②少年野球活動を通じた団体間の交流
- ③指導者の育成
- ④部員、会員、監督・コーチ相互の親睦
- ⑤地域貢献・社会奉仕活動
- ⑥その他本団体の目的に即した活動

第2章 会員及び部員

(会員及び部員)

第5条 本団体は小学生の軟式野球チームとする

本団体に入部した小学生は部員、その保護者は会員となる

(部費)

第6条 会員は別に定める部費を納入しなければならない。(当月分を前月末までに前納)
ただし、6年生部員については3月分の部費を免除する。

(入部)

第7条 入部を希望する小学生の保護者は、入部届を別に定める入部金を添えて運営会議に申し込まなければならない

運営会議が入部届を受理した日をもって入部とする

(卒団・退部)

第8条(1)6年生部員は当該年度の3月31日をもって卒団となる。

(2)部員は、会員が代表に理由を添えて申し出ることにより退部することができる

(除名)

第9条 代表は会員に次の行為があるときは運営会議の同意を得て部員を除名することができる

- ①部費を長期間滞納したとき
- ②本団体の名誉を毀損したとき
- ③本団体の秩序を乱したとき

(会費等の不返還)

第10条 退部または除名した会員が納入した部費は返還しない

第3章 運営委員、監督・コーチ及び父母会長

(運営委員)

第11条 本団体に3名以上の運営委員を置く

(選任)

第12条 運営委員は運営会議において選任され、総会により承認される

(代表)

第13条(1)代表は、本団体を代表し、本団体の活動を統括する

(2)代表は運営委員の互選により選任する

(任期)

第14条(1)運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

(2)代表は、次の行為があるときは運営委員を任期中に解任することができる

- ①本団体の名誉を毀損する行為があるとき
- ②本団体の秩序を乱す行為があるとき

(監督・コーチ)

第15条(1)監督・コーチは運営会議の意見を聴いて代表が任免する

(2)監督・コーチはボランティア(無給)とする。なお学生コーチには別途定める昼食代、交通費の実費を支給する

(父母会長)

第16条(1)父母会長は運営会議が父母会の意見を聴いて推薦し、総会により承認される。

(2)父母会長は会員を代表し、本団体の活動を支援するため会員を統括する

第4章 会議

(会議)

第 17 条 会議は総会、運営会議、コーチ会、父母会とする

(構成)

第 18 条(1)総会は運営委員と会員をもって構成する

(2)運営会議は運営委員をもって構成する

(3)コーチ会は運営委員及び監督・コーチをもって構成する

(4)父母会は会員をもって構成する

(権能)

第 19 条(1)総会はこの規約に定めるのもの他、次の事項を決議する

①活動計画の決定

②活動報告の了承

③会費、入部金の額の決定

④その他、本団体の運営に関する事項

(2)運営会議は本団体の活動に必要な事項を決定及び執行する

①総会の決議した事項の執行

②総会への付議事項の決定

③総会の決議を要しない通常の活動の執行

④その他、本団体の運営に関する重要な事項の決議及び執行

(3)コーチ会は運営会議の方針の下、部員の指導・育成計画を協議し、執行する

(4)父母会は運営会議の協力依頼に基づき、本団体の運営支援に必要な事項を協議し、執行する

(開催)

第 20 条(1)通常総会は、毎年 12 月に開催する。必要に応じ臨時総会を開催する

総会の招集は議長(運営委員の互選により選任)が行う

(2)運営会議、コーチ会、父母会は随時開催する

(決議)

第 21 条(1)総会は構成員の 3 分の 1 以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は代表が決するものとする

(2)運営会議の議事は全員の同意をもって決する

第5章 資産及び会計

(資産)

第 22 条 本団体の資産は、以下の通りである

①部費及び入部金

- ②寄付金品
- ③資産から生ずる収入
- ④その他の収入

(経費の支弁)

第 23 条 本団体の経費は運営会議によって決定されたものに基づき、資産をもって支弁する

第 24 条(1)本団体の予算は運営会議によって決議され、総会の承認をもって定められる
(2)収支決算は年度終了後 3 ヶ月以内までに総会の承認を得なければならない

(会計年度)

第 25 条 本団体の会計年度は、毎年12月1日から11月30日までとする

(会計、会計監査)

第 26 条 会計、会計監査は会員の構成員の中から選任する

第6章 規約の変更

第 27 条 この規約の変更は、運営会議の審議を経て総会に付議し、出席者の3分の2以上の同意をもって決する

第7章 雑則

第 28 条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に定められているものを除き、運営会議で定める

附則 この規約は平成 25 年7月 13 日に制定・施行する

一部改正 平成 27 年 1 月 18 日 (同日施行)

一部改正 平成 27 年 12 月 20 日 (同日施行)